

國學院大學學術情報リポジトリ

熊野速玉大社の速玉大神坐像について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 景二, Suzuki, Keiji メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000968

研究ノート

熊野速玉大社の速玉大神坐像について

鈴木 景二

要旨

熊野速玉大社（新宮大社）に伝蔵する四軀の神像（国宝）は、九世紀末から十世紀初めに成立したとされ神像彫刻史上きわめて重要な神像群としてよく知られている。そのなかの壮年男性の速玉大神坐像は、松尾大社の神像などの多くが幘頭、把笏、胡坐であるのに対して、宝冠をかぶり拱手し跪坐する特異な姿である。この点について、神仏習合による仏教の影響や地元豪族の祖霊としての族長の姿ではないかとする説があるが、別の見方も可能である。熊野速玉大社・熊野本宮大社が鎮座した経緯を説く縁起「熊野権現御垂跡縁起」には、唐の天台山の王子信が日本に渡来して最終的に新宮に鎮座したと伝えており、速玉大社の祭神が異国の貴人であるとされていたことが読み取れるのである。これまでこの縁起が神像と関連づけられたことはなかったが、速玉大神坐像はこの異国の貴人の姿を現したと考えられる。比較対象として、八・九世紀の中国系の貴人の姿の典型を表現していると考えられる、新羅の王陵の石人像をみると、冠・拱手の姿など近似している。神像群の成立した九世紀には新羅との交流が行われ、唐人が入京し宇多天皇と面会するなど、都では異国人の姿の情報に十分に得られたであろう。宇多法皇は熊野に参詣しており、それが神像群成立の契機とされていることも示唆的である。速玉大神坐像はまた、太平洋に面する速玉大社に元来、渡来神の信仰があつた可能性をも物語っている。

【キーワード】 熊野、神像、新羅、石人、神仏習合、宇多天皇

はじめに

紀州の熊野三山の歴史は、院政期の上皇や貴族の熊野詣に関する豊かな史料や、往時の様相を偲ばせる熊野古道によつてイメージされている。しかし、それ以前の歴史については史料が僅少で不明な点も多い。

この地に所在する熊野三社すなわち熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社には、平安時代にさかのぼるとされる神像が伝存している。とりわけ速玉大社（新宮大社）の平安時代前期の造願とされる四神像（国宝）は、神像彫刻史上きわめて重要な像としてよく知られている。⁽¹⁾これらの神像について岡直己氏は、当該神像群が、東寺八幡宮の八幡三所神像、松尾大社の三神像などと共通する等身大、一木造りであること、優れた仏師の作で京都文化圏での製作であろうこと、熊野に住んでいた氏族と天台宗勢力（後述する垂跡縁起が根拠）とによつて成立したもので、松尾大社神像の形式を踏襲していることなどを指摘されている。⁽²⁾

本稿では、この速玉大社の神像群のうち、宝冠をいただく壮年の男神すなわち速玉大神坐像の像容の由来を検討することとしたい。

一・速玉大神坐像の諸研究

速玉大社の四神像は九世紀末から十世紀初めに造願されたと考えられ、その背景として貞観年間（八五九～八七六）に各地の神社の神階が昇叙され、特に熊野の神々の神階が著しく上昇したこと、いいかえれば政府から重要視されはじめたこと、ついで延喜七年（九〇七）十月に宇多法皇の熊野御幸が行われていることなどが指摘されている。⁽³⁾

四神像は男神像が三軀（速玉大神坐像・家津御子大神坐像・国常立命坐像）、女神（夫須美大神坐像）が一軀で、男

神像のうち、国常立命坐像（指定名称家津御子大神）はやや作風を異にする。残りの作風の共通する壮年・若年の男神像と女神像が一組を構成し、その組み合わせは松尾大社の三神像と共通する。しかし松尾大社の二軀の男神像がともに幘頭を被るのに対して、速玉大社の男神像は、若年の家津御子大神坐像が同じく幘頭であるものの、壮年の速玉大神坐像は特異な宝冠を被って注目されている。

この速玉大神坐像について、岡氏は国常立命坐像の耳とともに仏像に見る紐耳であること、その顔貌は奈良斑鳩の法輪寺の十一面観音像に酷似していることも指摘された。そしてこの像は神像としては異例であり、宝冠も仏像のものそのままであるとし、以下のように述べている。

面貌は威厳があつて、目もとに慈相がただよい、家長あるいは族長としての風格を備えている。この像の面相の一つの特徴は威厳を保たせるために瞋怒の相を執っていることである。（中略）顔面に和らぎを与えながら写実味を加えて彫り表わして、眼、鼻、口には仏像に見るものと相似た手法で彫られているのである。それゆえ、宝冠の遣り方、目鼻だち等に仏像と相通ずるものがあることが重要視されるのである。

この先駆的な研究により、速玉大神坐像が仏教の影響を受けていること、豪族の族長の姿を表している可能性があるということなどの基本的な論点が出揃った。その後も、この神像群に言及した文献は少なくないが、二〇一四年に和歌山県立博物館が主催したシンポジウム「九・十世紀の熊野と王権―熊野の神像へのまなざしから―」で現段階での研究状況が示された。そこで伊東史朗氏は、速玉大神坐像が通例の男神像と異なり、宝冠・拱手・跪坐であるのは、日本の風俗によりながら仏教供養者の姿をあらわすものと考えられるとし、夫須美大神坐像の「女体」、家津御子大神坐像と国常立命坐像の「俗体」にならんで速玉大神坐像を「法体」と位置づけて、三種（四体）を揃える目的があったと推定している。^⑤大河内智之氏は岡氏の研究を踏まえ、神像を祀る氏族の祖霊神のイメージが投影されているとし、

速玉大神坐像の宝冠は神仏習合的な要素と捉えられているが、律令の衣服令にみる唐式服制の名残である可能性を指摘した。⁽⁶⁾

以上のように、岡氏以来この神像群は貞観から延喜年間の熊野神の地位上昇と宇多法皇御幸にともない、中央政府（宗教勢力）によって、中央の仏像制作圏で造顕されたとする点は共通認識となっている。また速玉大神坐像の宝冠などの特異性については、仏像の要素を含むことから神仏習合の影響、特に仏教供養者の姿とみる説と、地元豪族の祖先霊を族長の官服姿で表現したとする見方が提起されている。



速玉大神坐像（熊野速玉大社。写真提供、和歌山県立博物館）

しかし、東寺八幡宮、松尾大社の神像など、いずれも俗人男神は幘頭の姿であるのに、なぜ速玉大神坐像だけが特異な宝冠をかぶる姿なのか、という点は依然として明らかではない。その像容について他の見方はできないのであるうか。この像は祭神の像であるから、その姿は祭神に対する観念を具体化したものである。一般的に本尊や祭神についての観念は縁起に示されるから、ここでも熊野の縁起を検討してみる必要がある。

二・熊野縁起と速玉大神像

古代の熊野神に関する史料は、天平神護二年（七六六）の封戸関係（『新抄格勅符抄』大同元年牒）、『日本三代実録』の神階昇叙関係、『延喜式』神名などの記述があるが、いまのところ最古の縁起として知られるのは、長寛二年（一二六四）『長寛勘文』中の長寛元年の藤原永範勘文に引用される左記の「熊野権現御垂跡縁起」である。⁽⁸⁾

熊野権現御垂跡縁起云、往昔甲寅年、唐乃天台山乃王子信旧跡也。日本国鎮西日子乃山ノ峰雨降給。其体八角^{奈留}水精乃石。高^佐三尺六寸^{奈留仁天}。天下給^布。次五ヶ年^{手経天}。戊午年、伊予国乃石鉄（鎚力）^{乃峰仁渡給}。次六年^{手経テ}。甲子年、淡路国乃遊鶴羽乃峰^仁渡給。次六箇年過。庚午年三月廿三日、紀伊国无漏郡切部山乃西乃海乃北ノ岸乃玉那木乃淵ノ上ノ松木本^仁渡給。次五十七年^{手過}。庚午年三月廿三日、熊野新宮ノ南神藏峰降給。次六十一年庚午年、新宮ノ東ノ阿須加ノ杜ノ北石淵ノ谷^仁勸請^{シテ}静奉^{津留}。始結玉家津美御子ト申。二字社也。次十三年^{ヲ過テ}。壬午年、本宮大湯原一位木三本ノ末、三枚月形^{ニテ}天降給。八ヶ年^{ヲ経}。庚寅年、石多河ノ南河内ノ注（住力）人熊野部千与定云云（十二云カ）犬飼。猪長一丈五尺^{奈留}射。跡追尋^テ石多河^ヲ上行。犬猪ノ跡^ヲ聞行。大湯原行^テ。件猪ノ一位ノ木ノ本^仁死伏^{セリ}。六^ヲ取^テ食。件木下一宿^ヲ経^テ。木ノ末月^手見付^テ問申^ク。何月ノ虚空^ヲ離^テ木ノ末^{仁波}御坐^土申^仁。月犬飼^仁答仰云。我^{手波}熊野三所権現^{土所}申。一社^手証誠大菩薩^土申。今二枚月^{手者}所権現^{土奈牟}申仰給^布云云。

今案、如縁起者、唐天台山王子信之垂跡云々。王子信不知誰人。若周靈王太子晋歟。信字訛歟。但此記未審。誰（難力）取信矣。

この内容は、唐の天台山の王子信が鎮西の日子山峰・伊予の石鎚峰、淡路の遊鶴羽峰・紀伊の切部山等を経て熊野の新宮に至り鎮まったという前半と、本宮大湯原での顕現の経緯の後半に分けられる。おそらく新宮と本宮の二社の

縁起譚をつなぎ合わせたものであろう。この史料については岡氏はもちろん、はやくに宮地直一氏が検討している。すでに藤原永範が指摘するように唐の王子信とは周の靈王の太子晋の誤伝らしく、中国の天台山国清寺の地主山王元弼眞君と崇められ人であり、日本の天台宗の本山比叡山の日吉山王神社の祭神とされる。その異国の神が各地の修験の靈場を経由して熊野新宮の祭神となったという話は、この縁起が天台宗勢力により熊野神および各地の靈場を同宗のもとに位置づける意図により作成されたことを意味するという⁽⁹⁾。またこの縁起の成立を、天台宗が各地に及んだ寛治年間（一〇八七）以降、長寛に至るおよそ八十年、つまり院政期としている。

これまで熊野の神像群とこの縁起を関連づけた研究はほとんどないようである。それはこの縁起が、「権現」を含む書名からみても典型的な本地垂迹思想に基づく物語で、所収史料が院政期のものであることから、神像よりも後世に成立したものと思われることなどによるのであろう。しかし、引用史料の年代は直ちに縁起の含有している要素の成立年代を示すものではなく、さらに古く成立していた可能性を否定するものでもない。

筆者は、この縁起で熊野神が中国から渡来した王子、いかえれば異国の男性貴人であるとしている点こそ、異例の速玉大神坐の姿と関係すると推定する。神像群が造顕された時点には熊野速玉大社の主神が異国の男性貴人であるという觀念が成立しており、速玉大神坐像はその姿を造形したものと考えるのである。

熊野の神像の成立にかかわるとみられる宇多法皇は、幼少時に比叡山に登ったことがあり、東密・台密ともに受伝している⁽¹⁰⁾。また宇多天皇は寛平八年（八九六）三月四日に唐人梨懷を召して入京させており（『日本紀略』）、直接対面したと推測される。その翌年に宇多が醍醐天皇に与えた『寛平御遺誡』では、外蕃人の引見には簾を隔てるよう諭し、自身が李環（上記の梨懷）に対面したのは失敗であったと述べている。熊野大社と異国人は宇多法皇を介して間接的につながることは認められるであろう。

三・統一新羅の王陵石人像との比較

近年、山下立氏は神像成立の要素として、アジアの陵墓の石人の影響を考える必要があると指摘している。⁽¹¹⁾ 円仁・円珍の入唐や九世紀の日本と新羅との交通を考えれば、唐や新羅の男性貴人の姿の情報を、都の仏師が認識することは不可能ではない。それがどのような姿として認識されたのかを知る手掛かりになるのが、韓国の新羅の王陵にいまも佇立する石人像である。王陵の石人は、唐では八世紀中頃、陵墓の儀衛石人の制度が完成し、建陵（肅宗の陵墓。在位七五六―七六二）で文官が揃い、それらが新羅に影響したとされる。⁽¹²⁾

筆者が実見できた石人像は、以下の新羅の王陵とされる三か所の事例である。⁽¹³⁾

① 聖徳王陵 慶州市朝陽洞 聖徳王（第三代 在位七〇一～七三七）

『三國史記』に移車寺の南に埋葬とある。王陵の北、約八八〇mの寺院跡が移車寺跡にあてられる。



① 聖徳王陵 1



① 聖徳王陵 2



②掛陵1



②掛陵2

②掛陵（元聖王陵） 慶州市外東邑 元聖王（第三八代 在位七八五～七九八）
『三国史記』に奉徳寺の南で火葬とあり、『三国遺事』には吐含山西洞の鵠寺（現在の崇福寺）が葬地とある。同寺跡が近接している。

③興徳王陵 慶州市安康邑 興徳王（第四二代 在位八二六～八三六）
 一九七七年、「興徳」と題額が刻まれた石碑片が出土。



③興徳王陵 1



③興徳王陵 2

各王陵に所在する文官とされる石像は、いずれも宝冠を被り拱手し、口髭、あご鬚を蓄えた等身大かそれ以上の像で、高貴な文官の姿を最も典型的に造形したものと考えられる。これらは八世紀から九世紀のものとされ熊野神像よりは古い⁽¹⁴⁾が、速玉大神坐像と比較すれば、像容が極めて類似していることは明白である。速玉大神坐像は、これらの石人に見られるような異国（唐・新羅）の貴人男性の典型的な姿を造形したとする推測を強く補強する材料となるであろう。

むすびにかえて

本稿では、熊野速玉大社の速玉大神坐像について、縁起に記された異国から渡来した王子の姿を表現したものであると推測した。文官としての像容の具体的な図像情報は、当時の外国との交流によって仏師にもたらされたと考えられる⁽¹⁵⁾。また、この神像は仏像の要素を持っているが、それはこれまでの指摘通り、作者が仏師であるとみられること、本地垂迹を表現していることによるためであろう。

この神像の成立は、九世紀後半から十世紀にかけての熊野神の地位上昇、宇多法皇の熊野御幸が契機になったとされているが、さらに一歩進んで、天台宗の影響下で熊野速玉神を異国から渡来した貴人（王子）とする観念の導入と、その具体的な姿の神像造顕という一貫した宗教政策事業であったと考えられるのではないだろうか。それが熊野の特に新宮の神として受容されたのは、この地が太平洋に面し「日域の南極」（『中右記』天仁二年十月二十七日条）と認識されていたという地勢的条件とも関連する可能性がある。基底に海洋からの渡来神の信仰があったと想定できるかもしれない。

この特異な神像の成立を、和様の文化が成立するこの時期の宇多法皇の文化、宗教面での活動のなかに位置付けることができるかどうか、という課題が残されている。

注

(1) 四神像については、伊東史朗監修『神像彫刻重要資料集成』三 関西編二 国書刊行会 二〇一六年、大河内智之「熊野の神像とその圖像継承―地域史叙述の観点から―」『和歌山県立博物館研究紀要』第二二号 シンポジウム「九・十世紀の熊野と王権―熊野の神像へのまなざしから―」特集号 二〇一五年、が基本文献であり詳細な写真が掲載されているほか、『週刊朝日百科国宝の美』第二四号 二〇一〇年、や各種の図録に写真・解説が掲載されている。

(2) 岡直己『神像彫刻の研究』角川書店 一九六六年。

(3) 『日本三代実録』天安三年（貞観元・八五九）正月二七日条に従五位下の熊野早玉神・熊野坐神が従五位上に昇叙、同五月二八日条に紀伊国従五位上熊野早玉神・熊野坐神が従二位に昇叙、同五年（八六三）三月二日条に紀伊国従二位熊野早玉神が正二位に昇叙、『日本紀略』延喜七年（九〇七）十月二日条に紀伊国正二位熊野早玉神が従一位、従二位熊野坐神が正二位に昇叙したことがそれぞれ記されている。

宇多法皇の御幸は『扶桑略記』延喜七年（九〇七）十月二日丙午・三日丁未・九日癸丑・十七日辛酉・廿八日壬申の各条に経過が記されている（『大日本史料』第一編三 八六三頁参照）。古代の熊野神については、宮地直一『熊野三山の史的研究』理想社 一九五六年、和田萃編『熊野権現』筑摩書房 一九八八年、参照。

(4) 『大和古寺大観』第一巻 岩波書店 一九七七年 図三二。

(5) 伊東史朗「熊野の神像とその圖像継承―地域史叙述の観点から―」前掲注（5）シンポジウム。

(6) 大河内智之「熊野の神像とその圖像継承―地域史叙述の観点から―」前掲注（5）シンポジウム。このほか、川崎剛志「神像の成立過程からみた熊野速玉大社の神像群」（同上）が、この神像が朝廷や上皇により作られ、外来的にもたらされた可能性を指摘している。

- (7) 前掲注(3) 宮地直一著書、和田萃編著参照。
- (8) 長寛二年(一一六四)『長寛勘文』の長寛元年の藤原永範勘文部分に引用。『群書類従』第二六輯。ここでは『山梨県史』資料編三八五〇頁の神宮文庫本によった。
- (9) 前掲注(3) 宮地直一著書、吉原浩人「天台山の王子信(晋)」考『列仙伝』から『熊野権現御垂跡縁起』への架橋——『東洋の思想と宗教』第二二号 一九九五年、川崎剛志「熊野権現御垂跡縁起」と後白河院御幸」『国文学 解釈と鑑賞』第六八巻一〇号 二〇〇三年、参照。
- (10) 上島享「宇多上皇の宗教活動と熊野——中世熊野信仰の前史の考察——」前掲注(5) シンポジウム。
- (11) 山下立「日本の神とその造形をめぐって——神像の成立から天下人の神格化まで——」『平成三〇年度春季特別展 武將たちは何故、神になるのか——神像の成立から天下人の神格化まで——』滋賀県立安土城考古博物館 二〇一八年。
- (12) 金巴望「統一新羅の石人 その成立と役割」朝倉敏夫編『ものから見た朝鮮民俗文化』新幹社 二〇〇三年。なお、この論考では新羅王陵の文官とされる石人は上着の下に鎧を着用しているように見え、武官であるとする。
- (13) 新羅の王陵の石造物については、木下亘「三次元計測技術を用いた新羅王陵石像彫刻の総合的比較研究」(科学研究費報告) 二〇〇九年に詳しいデータと以下の論考を載せている。井上主税「三次元計測実施遺跡の概要」、ト部行弘「東アジアにおける陵墓石刻の系譜(序説)」、関丙賛「慶州 統一新羅時代王陵の石彫像にみられる西域的要素」(井上主税訳)。なお、関論文は掛陵の文官石人を武人とする。掛陵および興徳王陵の石人は、文人像と異国人像で構成されている。文官とされる石像は確かに腹部から背中に鎧を着しているが、全身を上着で覆って着しており、文官像と呼ばれてきたように文官に見える。文官に武官の要素を添え、両者を一体で兼ねたものと考えられないだろうか。
- (14) 園城寺の新羅明神座像(『日本美術全集』第四巻 小学館 二〇一四年、図一〇八)が、幘頭ではなく三山冠をかぶることも、異国神の表現と考えられ参考となる。

〔謝辞〕 神像の写真掲載をお許しいただいた熊野速玉大社、写真を提供してくださいました和歌山県立博物館に御礼を申し上げます。